

裁判所まで ひとつ跳び

弁護士に依頼
した事件、ど
うなるの？

◎弁護士に刑事事件の弁護を委任した場合、弁護士がどのように活動し、手続がどのように進行するのかを、業務上過失傷害(交通事故)事件を例にまとめてみました。なお、本件図解は、事案簡明で事実と争いが無い事件で、私選弁護人を選任したケースを例にしています。



勾留

7月2日

勾留が認められると原則として10日間警察署で身柄拘束されます。さらに10日間延長されることもあります。

弁護士以外の家族などの面会は、警察官立会いだし、時間も制限されてしまつてつらい。取調べを受けたり、現場で実況見分をしたりで大変だ。



わかりました。一緒に頑張らしましょう。

先生に弁護をお願いします。



国選弁護人と私選弁護人とは……

私選弁護人とは、まさに個人的に選任した弁護人で、起訴前から選任することができます。国選弁護人は、貧困等の事情で弁護人を選任できないときに裁判所が付ける弁護人のことです。国選弁護人は、起訴後にしか付きません。ですから、重大事件、事実と争いがある事件、起訴されるか否か微妙な事件、被疑者が不安に思っている事件などでは、被疑者段階から私選弁護人をつけることをお勧めします。

保釈とは……

保証金の納付等を条件として釈放される制度です。起訴前は認められていません。保証金は、事件によりますが、100万円から300万円ほどです。かなり高額なため、保釈をあきらめる人が多いのが現状です。また、事件によっては保釈が許可されないこともあります。

公判請求されると、さらに判決期日まで勾留されることとなります。ただし、起訴後には、保釈制度があります。

家族との連絡

被疑者を案じている家族に今後の見通しを説明するのも弁護人の役目です。



勤務先との調整

仕事を長期間休むことになるので、解雇にならないように勤務先へ理解を求めることもあります。



示談交渉

被害者の方にお詫びに行くのが弁護人として重大な責務です。



起訴

公判請求(正式起訴)
罰金(略式起訴)
不起訴

7月11日

公判請求されると、テレビドラマでよく見るような法廷での裁判(公判)を受けることとなります。罰金になりますと、罰金を支払うのと引き換えに釈放されます。不起訴処分は、上記ふたつの処分がされずに釈放になることですので、前科になりません。

事件発生

7月1日

お酒を飲んで車を運転して事故を起こしてしまいました。被害者の方が軽傷でよかったけど……。



刑事事件の流れ

ご注意!!

刑事事件は、犯罪の態様、被害の程度や前科の有無などによって、手続や処分の結果が大きく異なります。よって、ここに書き記したものは、いくつかの事例を参考に、足したり、引いたり、割ったり、掛けたりしてまとめたものです。よって、実際の人物・事件とは全く関係がありません。

事故を起こした人



被疑者と被告人とは……

被疑者とは、犯罪の嫌疑を受けているが、まだ起訴されていない者。被告人は、起訴された者。

少年事件のときは……

少年の手続きは、成人の手続きと著しく異なり、家庭裁判所が中心となって手続きが進行します。

逮捕

7月1日

逮捕されると、2、3日警察署で身柄拘束されます。



これから、どうなるんだろう。当番弁護士さんに来てもらう。

当番弁護士制度とは……

被疑者は、逮捕後1回に限り、無料で弁護士に相談することができます。

公判期日

8月24日

事案簡明な事件ですと、1回(約1時間)で終わります。情状証人の尋問、被告人質問、検察官の論告求刑、弁護人の弁論などが行われます。複雑な事件等では証人尋問等が必要ですので、何回か期日が開かれます。



起訴後も、弁護人は、起訴前と同様、示談交渉等に努め、また公判準備をします。



控訴

判決に不服の場合は、言い渡しから2週間以内に控訴することができます。

判決

じゅうげつ (懲役10月執行猶予3年) (10ヶ月)

9月7日

簡明な事件の場合は、公判の数週間後に判決が言い渡されます。

執行猶予がついてよかったですね。



ありがとうございました。



懲役・禁固・執行猶予とは……

懲役刑と禁固刑は、刑務所に入る点では同じですが、懲役刑では刑務作業が課されます。執行猶予とは、実刑判決の執行が猶予され、再度実刑判決を受けるなどということなく執行猶予期間を無事に過ごせば、実刑判決は効力を失い、刑務所に入ることはなくなります。

